

(公判前整理手続等における決定)
第二十九条 次に掲げる事項は、公判前整理手続及び期日間整理手続において行うことができる。

一 秘匿決定若しくは呼称等の決定又はこれら
の決定を取り消す決定をすること。
二 第二十六条第一項の規定により尋問又は被
告人の供述を求める手続を公判期日外におい
てする旨を定めること。

(証拠開示の際の営業秘密の秘匿要請)

第三十条 検察官又は弁護人は、第二十三条第一
項に規定する事件について、刑事訴訟法第二百
九十九条第一項の規定により証拠書類又は証拠
物を閲覧する機会を与えるに当たり、第二十三
条第一項又は第三項に規定する営業秘密を構成
する情報の全部又は一部を特定させることとな
る事項が明らかにされることにより当該営業秘
密に基づく被害者、被告人その他の者の事業活
動に著しい支障を生ずるおそれがあると認め
るときは、相手方に対し、その旨を告げ、当該事
項が、犯罪の証明若しくは犯罪の捜査又は被告
人の防御に必要がある場合を除き、関係者
(被告人を含む)に知られないようにすること
を求めることができる。ただし、被告人に知ら
れないようにすることを求めることについては
は、当該事項のうち起訴状に記載された事項以
外のものに限る。

2 前項の規定は、検察官又は弁護人が刑事訴訟
法第二編第三章第二節第一款第二目(同法第三
百六十六条の二十八第二項において準用する場
合を含む)の規定による証拠の開示をする場合
について準用する。
(最高裁判所規則への委任)

第三十一条 この法律に定めるもののほか、第二
十三条から前条までの規定の実施に関し必要な
事項は、最高裁判所規則で定める。

附則

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月
を超えない範囲内において政令で定める日から
施行する。

(組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に
関する法律の一部改正)

第二条 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制
等に関する法律(平成十一年法律第百二十六号)
の一部を次のように改正する。

第二条第二項第三号中、「第十一条第一項」を
「第十八条第一項」に、「第十四条第一項第七号」
を「第二十一条第二項第七号」に改める。

(弁理士法の一部改正)
第三条 弁理士法(平成十二年法律第四十九号)
の一部を次のように改正する。

第八条第三号中、「から第四号まで若しくは第
六号」を「から第五号まで若しくは第七号」に
改める。

(不正競争防止法等の一部を改正する法律の一
部改正)

第四条 不正競争防止法等の一部を改正する法律
(平成十七年法律第七十五号)の一部を次のよ
うに改正する。

附則第一条ただし書中、「第十三条」を削る。
附則第四条を次のように改める。

附則第十三条を次のように改める。
第十三条 削除

(意匠法等の一部を改正する法律の一部改正)
第五条 意匠法等の一部を改正する法律(平成十
八年法律第五十五号)の一部を次のように改正
する。

附則第一条第三号中、「及び第十五条」を削る。
附則第九条を次のように改める。

(組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等
に関する法律の適用に関する経過措置)

第九条 犯罪の国際化及び組織化並びに情報処
理の高度化に対処するための刑法等の一部を
改正する法律の施行の日が一部施行日後とな
る場合において、同法の施行の日の前日まで
の間における組織的な犯罪の処罰及び犯罪収
益の規制等に関する法律(平成十一年法律第
百三十六号)以下「組織的犯罪処罰法」とい
う。別表の規定の適用については、同表第三
十六号中、「第百九十六条」とあるのは、「第百
九十六条又は第百九十六条の二」と、同表第
三十七号中、「第七十八条」とあるのは、「第七
十八条又は第七十八条の二」とする。

附則第十五条を次のように改める。
第十五条 削除

法務大臣 江田 五月
経済産業大臣 海江田万里
内閣総理大臣 菅 直人

特許法等の一部を改正する法律をここに公布する。

御名 御璽

平成二十三年六月八日

内閣総理大臣 菅 直人

法律第六十三号

特許法等の一部を改正する法律

(特許法の一部改正)

第一条 特許法(昭和三十四年法律第百二十一号)の一部を次のように改正する。

第十七条の二第三項中、「同条第四項」を「同条第六項」に改め、同条第六項中、「第百二十六条第
五項」を「第百二十六条第七項」に改める。

第十七条の四第一項中、「第百三十四条の二第三項、第百三十四条の三第一項若しくは第二項又は
第百五十三条第二項」を「第百三十四条の二第五項、第百三十四条の三、第百五十三条第二項又は
第百六十四条の二第二項」に改め、同条第二項中、「同条第二項」を「同条第三項」に改める。

第二十七条第一項第二号中、「又は通常実施権」を削り、同条第三号中、「専用実施権又は通常実
施権」を「又は専用実施権」に改め、同条第四号中、「又は仮通常実施権」を削る。

第二十八条第一項中、「又は」を「第七十四条第一項の規定による請求に基づく特許権の移転の登
録があつたとき、又は」に改める。

第三十条第一項を削り、同条第二項中、「一」を「いずれかに」に、「発明も」を「発明は」に、「前
項と同様とする」を「同条第一項各号のいずれかに該当するに至らなかつたものとみなす」に改め、
同項を同条第一項とし、同条第三項中、「が政府若しくは地方公共団体(以下「政府等」という)が
開設する博覧会若しくは政府等以外の者が開設する博覧会であつて特許庁長官が指定するものに
パリ条約の同盟国若しくは政府等以外の者が開設する博覧会であつて特許庁長官が指定するものに
パリ条約の同盟国若しくは世界貿易機関の加盟国の領域内での政府等若しくはその許可を受けた
者が開設する国際的な博覧会に、又はパリ条約の同盟国若しくは世界貿易機関の加盟国のいずれ
も該当しない国の領域内での政府等若しくはその許可を受けた者が開設する国際的な博覧会であ
つて特許庁長官が指定するものに出品することにより、を」の行為に起因して、「一」を「い
ずれかに」に改め、至つた発明の下に、「発明、実用新案、意匠又は商標に関する公報に掲載され
たことにより同項各号のいずれかに該当するに至つたものを除く。」を加え、「第一項と」を「前項
と」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中、「第一項又は」を削り、「一」を「いずれかに」
に改め、同項を同条第三項とする。

第三十四条第七項中、「第三十九条第七項及び第八項」を「第三十九条第六項及び第七項」に改め
る。

第三十四条の二第七項中、「次条第六項本文」を「次条第七項本文」に改める。

第三十四条の三第二項中(当該仮通常実施権を許諾した者と当該特許権者が異なる場合にあつ
ては、登録した仮通常実施権を有する者に限る。)を削り、同条第三項中(当該仮通常実施権を許
諾した者と当該専用実施権者が異なる場合にあつては、登録した仮通常実施権を有する者に限
る。)を削り、同条第九項を同条第十二項とし、同条第八項中、「第六項本文」を「第七項本文」に
改め、同項を同条第十一項とし、同条第七項を同条第十項とし、同条第六項中(以下この項におい
て、もとの特許出願に係る仮専用実施権」という)及び(当該仮通常実施権を許諾した者と当該
もとの特許出願に係る仮専用実施権を有する者と異なる場合にあつては、登録した仮通常実施権
を有する者に限る。)を削り、同項を同条第七項とし、同項の次に次の二項を加える。

第三十四条の三第二項中(当該仮通常実施権を許諾した者と当該特許権者が異なる場合にあつ
ては、登録した仮通常実施権を有する者に限る。)を削り、同条第三項中(当該仮通常実施権を許
諾した者と当該専用実施権者が異なる場合にあつては、登録した仮通常実施権を有する者に限
る。)を削り、同条第九項を同条第十二項とし、同条第八項中、「第六項本文」を「第七項本文」に
改め、同項を同条第十一項とし、同条第七項を同条第十項とし、同条第六項中(以下この項におい
て、もとの特許出願に係る仮専用実施権」という)及び(当該仮通常実施権を許諾した者と当該
もとの特許出願に係る仮専用実施権を有する者と異なる場合にあつては、登録した仮通常実施権
を有する者に限る。)を削り、同項を同条第七項とし、同項の次に次の二項を加える。